

公益財団法人 日本教育公務員弘済会 長野支部

30歳誕生日祝給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会福祉事業規定第3条(1)および第4条2項の規定に基づく、30歳誕生日祝の給付に関し必要な事項を定める。

(30歳誕生日祝の給付対象者)

第2条 30歳誕生日祝の給付を受けることができるものは、当該年度に30歳になるもののうち30歳の誕生月にユース教弘保険または新教弘保険S型に加入している、あるいは加入した長野県内の教弘会員であること。

(30歳誕生日祝の給付時期)

第3条 30歳誕生日祝は、毎月1日を基準日として前月分の対象者を確認し、誕生月の翌月に給付する。

(30歳誕生日祝の給付額)

第4条 30歳誕生日祝の給付額は、会員1名につきギフトカード5,000円分とする。

(30歳誕生日祝の申請)

第5条 誕生日祝の給付には申請を必要とせず、第2条該当者全員に給付する。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、30歳誕生日祝給付に関し、必要な事項は支部長が定める。